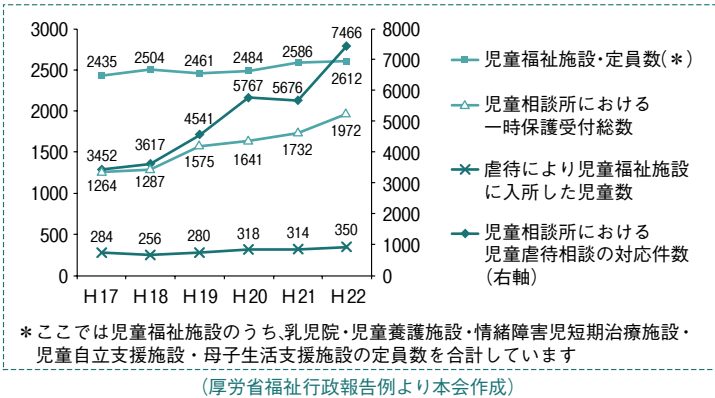


図3 5県市の児童相談所への相談状況(H17~22年度)



市・横須賀市を除く市町村。以下同じ」と横須賀市では減少しています。一方、政令市では増加傾向がみられ、特に川崎市の児童数の伸びが際立ちます(図1)。

現在、本県には児童相談所が14カ所(県域(5)・横浜市(4)・川崎市(3)・相模原市(1)・横須賀市(1))あり、「子どもの発達の遅れが心配(障害相談)」「子どもを家庭で育てることが難しい(養護相談)」「子育ての心配や不安がある(育成相談)」などの相談に対応しています。

児童相談所への相談総数は、年間およそ3万件に上り、このうち児童

表 厚労省の児童入所施設等措置予算の改善経緯

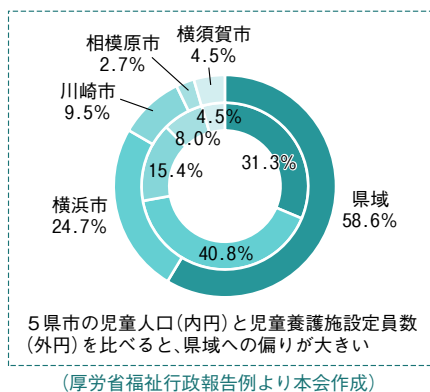
H22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児院の家庭支援専門相談員の非常勤配置 ・児童養護施設の看護師の配置の拡充 ・小規模グループケアの推進(645カ所→703カ所) ・就職支度費等の改善(@75,000円→77,000円)
H23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模グループケアの推進(703カ所→713カ所) ・地域小規模児童養護施設の拡充(200カ所→210カ所) ・就職支度費等の改善(@77,000円→79,000円) ・児童養護施設における定員規模の見直し(62人→58人)
H24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等の人員配置の引上げ(児童養護施設6:1→5.5:1等) ・児童養護施設及び乳児院の里親支援専門相談員の配置 ・小規模グループケアの管理宿直等加算を全グループに配置 ・地域小規模児童養護施設等への賃借料の算定(月額10万円) ・就職支度費や大学進学等自立生活支度費の改善(216,510円→268,510円)等

(厚労省「社会的養護の現状について」より本会作成)

虐待に関する相談は24%を占め、横浜市・県域・川崎市の順に多くなっています(図2)。県全体の推移をみると、虐待対応件数は急増しており、社会的養護の質と量の拡充に向けた課題が読み取れます(図3)。

わが国で社会的養護を受ける子どもの約9割が、児童養護施設や乳児院で養育されていますが、本県では児童養護施設が新たに、平成21年に3カ所(県域(1)、横浜市(2))、平成23年に1カ所(横須賀市)開設されるなど、社会的養護の体制整備の計画が進んでいるところです。

図4 5県市の児童人口と児童養護施設定員数の割合(H22年度)



また厚労省では、児童福祉施設の質的な向上を目指して、措置費の見直し(上表)を行い、全体的な底上げを図ってきました。これに加えて本県では、グループケア加算や高校生への学習支援加算など、こどもの支援の充実に向けて、措置費外の単独補助を自治体ごとに設けています。

神奈川県全体の社会的養護の将来像を見据えて

地域特性を踏まえた取り組みが期待される一方で、不況により税収が落ち込む中、地域主権の理念の下で、さまざまなニーズに本県に依拠しているのが問われています。「どの自治体に施設があるか」という理由で、子どもを守る支援に違いが出てくることは、子どもの権利の観点からも避けなければなりません。

例えば、施設入所が必要な場合に、相模原市に住む子どもが、県域所管

の施設に措置されることもありま

す。それは児童虐待による施設入所など、これまで住んでいた地域の施設がよいといえない場面があったり、施設の設置状況や定員数等を勘案する必要があったりするなど(図4)、さまざまな理由が背景にあります。こうした実態から、5県市の枠を超えた、広域的な調整が必要となっています。

そこで、本県児童福祉施設協議会では、平成22年度に「地域主権戦略目標検討委員会」を設置し、5県市の行政担当者との話し合いの場を設けつつ、地方条例化に対する意見具申・情報収集を行ってきました。

さらに本年度、新たに「神奈川の社会的養護の将来像に関する検討会(仮称)」を設置し、各自自治体の補助金の状況を比較・検討した上で、近未来の本県の社会的養護のあり方を話し合う予定です。

家庭や地域社会の養育機能の低下が課題となる中、生まれ育った地域によって養育環境の格差が生じないよう、県全体の児童福祉をどのように高めていくか。子どもを守り育てていくための議論が続いています。

※「児童福祉施設協議会」とは、本会の会員組織である施設部会が組織する10協議会の1つで、乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・情緒障害児短期治療施設の計42施設(平成24年4月1日現在)で構成されています。

(企画調整・情報提供担当)